

## 理由説明書 (2010-00051)

## (経緯)

当省は、平成 22 年 1 月 29 日付けで異議申立人から受理した開示請求「大臣官房の平成 21 年 11 月分および 12 月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10 条による延長を行い、文書 2 件を対象文書として特定の上、1 件を部分開示、1 件を不開示とする決定を行った（平成 22 年 3 月 30 日付け情報公開第 00541 号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書 1（大臣官房の平成 21 年 11 月分から 12 月分の支出計算書）及び不開示とした文書 2（決裁書）の 2 件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書 1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

文書 1 の不開示箇所のうち、債主名に記載されている公表慣行のない個人の氏名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法 5 条 1 号に該当することから、不開示とした。

その余の不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な使途が容易に推定されることから、情報収集活動等を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決

定により確定。)では、直接接触到係る文書の全面不開示が認められている。かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.(1)の報償費の目的及び性質に沿った適切な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3)支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な使途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4)「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて」についても、異議申立人は直接接触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合(いわゆる「1類型」)と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2.で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5)なお、平成27年度(行情)答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6) 異議申立人は、「直接接触」の会合の支出件数が過少であると主張し、また、その中に不開示情報に該当しないものが含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、改めて開示・不開示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)

## 理由説明書 (2010-00052)

## (経緯)

当省は、平成22年1月29日付けで異議申立人から受理した開示請求「在米日本国大使館の平成21年11月分および12月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10条による延長を行い、文書2件を対象文書として特定の上、1件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（平成22年3月30日付け情報公開第00542号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書1（在米大の平成21年11月分から12月分の支出計算書）及び不開示とした文書2（決裁書）の2件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な使途が容易に推定されることから、情報収集活動等を困難にし、外交事務の適正かつ効

果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については、過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高

裁判決・最高裁決定は、上記2.(1)の報償費の目的及び性質に沿った適切な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3)支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な使途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4)「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて」についても、異議申立人は直接接​​触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接​​触は、会合の場において相手方と直接接​​触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合(いわゆる「1類型」)と比べても、会合を通じた接​​触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2.で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5)なお、平成27年度(行情)答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6)異議申立人は、「直接接​​触」の会合の支出件数が過少であると主張し、また、その中に不開示情報に該当しないものが含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人(請求者)の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平

成 27 年度（行情）答申第 899 号によって示された基準に基づき，開示・不開示の判断を行ったところ，異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき，当省としては，文書 2 の原決定を維持することとし，文書 1 については科目別支出済額一覧のうち項目名，科目名，および一覧表以外の部分のみ追加開示し，その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)

## 理由説明書 (2010-00094)

## (経緯)

当省は、平成 22 年 2 月 26 日付けで異議申立人から受理した開示請求「大臣官房の平成 22 年 1 月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10 条による延長を行い、文書 2 件を対象文書として特定の上、1 件を部分開示、1 件を不開示とする決定を行った（平成 22 年 4 月 27 日付け情報公開第 00663 号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書 1（大臣官房の平成 22 年 1 月分の支出計算書）及び不開示とした文書 2（決裁書）の 2 件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書 1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

文書 1 の不開示箇所のうち、債主名に記載されている公表慣行のない個人の氏名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法 5 条 1 号に該当することから、不開示とした。

その余の不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢

や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な用途が容易に推定されることから、情報収集活動等を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。

かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.(1)の報償費の目的及び性質に沿った適切な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3)支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な使途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4)「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて」についても、異議申立人は直接接触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合(いわゆる「1類型」)と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2.で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5)なお、平成27年度(行情)答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6)異議申立人は、「直接接触」の会合の支出件数が過少であると主張し、

また、その中に不開示情報に該当しないものが含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、改めて開示・不開示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)

## 理由説明書 (2010-00095)

## (経緯)

当省は、平成 22 年 2 月 26 日付けで異議申立人から受理した開示請求「在米日本国大使館の平成 22 年 1 月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10 条による延長を行い、文書 2 件を対象文書として特定の上、1 件を部分開示、1 件を不開示とする決定を行った（平成 22 年 4 月 27 日付け情報公開第 00662 号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書 1（在米大の平成 22 年 1 月分の支出計算書）及び不開示とした文書 2（決裁書）の 2 件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書 1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な用途が容易に推定されることから、情報収集活動等を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が

損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については、過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.（1）の報償費の目的及び性質に沿った適切

な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3) 支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な使途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4) 「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」についても、異議申立人は直接接触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合（いわゆる「1類型」）と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2. で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5) なお、平成27年度（行情）答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6) 異議申立人は、「直接接触」の会合の支出件数が過少であると主張し、また、その中に不開示情報に該当しないものが含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、開示・不開

示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)

## 理由説明書 (2010-00194)

## (経緯)

当省は、平成22年5月6日付けで異議申立人から受理した開示請求「大臣官房の平成22年3月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10条による延長を行い、文書2件を対象文書として特定の上、1件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（平成22年7月5日付け情報公開第01055号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書1（大臣官房の平成22年3月分の支出計算書）及び不開示とした文書2（決裁書）の2件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

文書1の不開示箇所のうち、債主名に記載されている公表慣行のない個人の氏名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号に該当することから、不開示とした。

その余の不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢

や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な用途が容易に推定されることから、情報収集活動等を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。

かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.(1)の報償費の目的及び性質に沿った適切な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3) 支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な使途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4) 「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」についても、異議申立人は直接接触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合（いわゆる「1類型」）と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2.で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5) なお、平成27年度（行情）答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6) 異議申立人は、「直接接触」の会合の支出件数が過少であると主張し、

また、その中に不開示情報に該当しないものが含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、改めて開示・不開示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)

## 理由説明書 (2010-00195)

## (経緯)

当省は、平成 22 年 5 月 6 日付けで異議申立人から受理した開示請求「在米日本国大使館の平成 22 年 3 月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10 条による延長を行い、文書 2 件を対象文書として特定の上、1 件を部分開示、1 件を不開示とする決定を行った（平成 22 年 7 月 5 日付け情報公開第 01056 号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書 1（在米大の平成 22 年 3 月分の支出計算書）及び不開示とした文書 2（決裁書）の 2 件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書 1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な用途が容易に推定されることから、情報収集活動を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が

損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については、過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.（1）の報償費の目的及び性質に沿った適切

な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3) 支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な用途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4) 「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」についても、異議申立人は直接接触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合（いわゆる「1類型」）と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2. で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な用途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5) なお、平成27年度（行情）答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6) 異議申立人は、「直接接触」の会合の支出件数が過少であると主張し、また、その中に不開示情報に該当しないものが含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、開示・不開

示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)

## 理由説明書 (2010-00218)

## (経緯)

当省は、平成 22 年 5 月 24 日付けで異議申立人から受理した開示請求「大臣官房の平成 22 年 4 月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10 条による延長を行い、文書 2 件を対象文書として特定の上、1 件を部分開示、1 件を不開示とする決定を行った（平成 22 年 7 月 23 日付け情報公開第 01131 号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書 1（大臣官房の平成 22 年 4 月分の支出計算書）及び不開示とした文書 2（決裁書）の 2 件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書 1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な用途が容易に推定されることから、情報収集活動等を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が

損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.（1）の報償費の目的及び性質に沿った適切

な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3) 支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な用途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4) 「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」についても、異議申立人は直接接触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合（いわゆる「1類型」）と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2. で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な用途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5) なお、平成27年度（行情）答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6) 異議申立人は、「直接接触」の会合の支出件数が過少であると主張し、また、その中に不開示情報に該当しないものが含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、改めて開示・

不開示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)

## 理由説明書 (2010-00219)

## (経緯)

当省は、平成22年5月24日付けで異議申立人から受理した開示請求「在米日本国大使館の平成22年4月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10条による延長を行い、文書2件を対象文書として特定の上、1件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（平成22年7月23日付け情報公開第01132号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書1（在米大の平成22年4月分の支出計算書）及び不開示とした文書2（決裁書）の2件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な用途が容易に推定されることから、情報収集活動を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が

損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については、過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.（1）の報償費の目的及び性質に沿った適切

な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3) 支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な用途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4) 「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」についても、異議申立人は直接接触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合（いわゆる「1類型」）と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2. で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な用途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5) なお、平成27年度（行情）答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6) 異議申立人は、「直接接触」の会合の支出件数が過少であると主張し、また、その中に不開示情報に該当しないものが含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、開示・不開

示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)

## 理由説明書 (2010-00296)

## (経緯)

当省は、平成 22 年 6 月 18 日付けで異議申立人から受理した開示請求「大臣官房の平成 22 年 5 月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10 条による延長を行い、文書 2 件を対象文書として特定の上、1 件を部分開示、1 件を不開示とする決定を行った（平成 22 年 8 月 17 日付け情報公開第 01346 号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書 1（大臣官房の平成 22 年 5 月分の支出計算書）及び不開示とした文書 2（決裁書）の 2 件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書 1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も相当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

文書 1 の不開示箇所のうち、債主名に記載されている公表慣行のない個人の氏名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法 5 条 1 号に該当することから、不開示とした。

その余の不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢

や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な用途が容易に推定されることから、情報収集活動等を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。

かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.(1)の報償費の目的及び性質に沿った適切な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3) 支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な使途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4) 「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」についても、異議申立人は直接接​​触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接​​触は、会合の場において相手方と直接接​​触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合（いわゆる「1類型」）と比べても、会合を通じた接​​触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2.で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5) なお、平成27年度（行情）答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6) 異議申立人は、「直接接​​触」の会合の中に不開示情報に該当しないもの

が含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、改めて開示・不開示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)

## 理由説明書 (2010-00297)

## (経緯)

当省は、平成22年6月18日付けで異議申立人から受理した開示請求「在米日本国大使館の平成22年5月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10条による延長を行い、これを保有していないとして、2件とも不開示（不存在）とする決定を行った（平成22年8月17日付け情報公開第01332号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で不開示（不存在）とした文書1（在米大の平成22年5月分の支出計算書）及び文書2（決裁書）の2件である。

## 2. 異議申立人の主張及びその検討

(1) 異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

(2) しかしながら、在米日本大使館の平成22年5月分の支出計算書は作成・取得されておらず、存在しないため、開示すべき文書はない。また、同計算書付属書類の証拠書類のうち決裁についても同様に存在しないため、開示す

べき文書はない。

(3) 異議申立人は、報償費の支出件数が1件もないということはありませんと主張しているが、当省は、異議申立人(請求者)が請求する「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、保有していないことの確認を行い、不開示(不存在)の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書1及び文書2の原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)

## 理由説明書 (2010-00353)

## (経緯)

当省は、平成22年7月26日付けで異議申立人から受理した開示請求「大臣官房の平成22年6月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10条による延長を行い、文書2件を対象文書として特定の上、1件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（平成22年9月24日付け情報公開第01629号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書1（大臣官房の平成22年6月分の支出計算書）及び不開示とした文書2（決裁書）の2件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

文書1の不開示箇所のうち、債主名に記載されている公表慣行のない個人の氏名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号に該当することから、不開示とした。

その余の不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢

や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な用途が容易に推定されることから、情報収集活動等を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。

かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.(1)の報償費の目的及び性質に沿った適切な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3)支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な使途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4)「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」についても、異議申立人は直接接触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは妥当ではない。直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合（いわゆる「1類型」）と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2.で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5)なお、平成27年度（行情）答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6)異議申立人は、「直接接触」の会合の支出件数が過少であると主張し、

また、その中に不開示情報に該当しないものが含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、改めて開示・不開示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

（了）

## 理由説明書 (2010-00354)

## (経緯)

当省は、平成 22 年 7 月 26 日付けで異議申立人から受理した開示請求「在米日本国大使館の平成 22 年 6 月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10 条による延長を行い、文書 2 件を対象文書として特定の上、1 件を部分開示、1 件を不開示とする決定を行った（平成 22 年 9 月 24 日付け情報公開第 01621 号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書 1（在米大の平成 22 年 6 月分の支出計算書）及び不開示とした文書 2（決裁書）の 2 件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書 1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な用途が容易に推定されることから、情報収集活動を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が

損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については、過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.（1）の報償費の目的及び性質に沿った適切

な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3) 支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な使途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4) 「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」についても、異議申立人は直接接触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合（いわゆる「1類型」）と比べても、会合を通じた接触が、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2. で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5) なお、平成27年度（行情）答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6) 異議申立人は、「直接接触」の会合の支出件数が過少であると主張し、また、その中に不開示情報に該当しないものが含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、開示・不開

示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)

## 理由説明書 (2010-00416)

## (経緯)

当省は、平成22年8月19日付けで異議申立人から受理した開示請求「大臣官房の平成22年7月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10条による延長を行い、文書2件を対象文書として特定の上、1件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（平成22年10月13日付け情報公開第01739号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書1（大臣官房の平成22年7月分の支出計算書）及び不開示とした文書2（決裁書）の2件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

文書1の不開示箇所のうち、債主名に記載されている公表慣行のない個人の氏名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号に該当することから、不開示とした。

その余の不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢

や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な用途が容易に推定されることから、情報収集活動等を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。

かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.(1)の報償費の目的及び性質に沿った適切な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3)支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な使途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4)「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて」についても、異議申立人は直接接触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合(いわゆる「1類型」)と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2.で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5)なお、平成27年度(行情)答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6)異議申立人は、「直接接触」の会合の支出件数が過少であると主張し、

また、その中に不開示情報に該当しないものが含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、改めて開示・不開示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

（了）

## 理由説明書 (2010-00417)

## (経緯)

当省は、平成 22 年 8 月 19 日付けで異議申立人から受理した開示請求「在米日本国大使館の平成 22 年 7 月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10 条による延長を行い、文書 2 件を対象文書として特定の上、1 件を部分開示、1 件を不開示とする決定を行った（平成 22 年 10 月 13 日付け情報公開第 01740 号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書 1（在米大の平成 22 年 7 月分の支出計算書）及び不開示とした文書 2（決裁書）の 2 件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書 1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な用途が容易に推定されることから、情報収集活動を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が

損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については、過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.（1）の報償費の目的及び性質に沿った適切

な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3) 支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な使途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4) 「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」についても、異議申立人は直接接触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合（いわゆる「1類型」）と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2. で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5) なお、平成27年度（行情）答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6) 異議申立人は、「直接接触」の会合の支出件数が過少であると主張し、また、その中に不開示情報に該当しないものが含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、開示・不開

示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)

## 理由説明書 (2010-00500)

## (経緯)

当省は、平成 22 年 9 月 21 日付けで異議申立人から受理した開示請求「大臣官房の平成 22 年 2 月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10 条による延長を行い、文書 2 件を対象文書として特定の上、1 件を部分開示、1 件を不開示とする決定を行った（平成 22 年 10 月 6 日付け情報公開第 01698 号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書 1（大臣官房の平成 22 年 2 月分の支出計算書）及び不開示とした文書 2（決裁書）の 2 件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書 1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

文書 1 の不開示箇所のうち、債主名に記載されている公表慣行のない個人の氏名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法 5 条 1 号に該当することから、不開示とした。

その余の不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢

や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な用途が容易に推定されることから、情報収集活動等を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。

かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.(1)の報償費の目的及び性質に沿った適切な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3)支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な使途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4)「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」についても、異議申立人は直接接触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合（いわゆる「1類型」）と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2.で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5)なお、平成27年度（行情）答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6)異議申立人は、「直接接触」の会合の支出件数が過少であると主張し、

また、その中に不開示情報に該当しないものが含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、改めて開示・不開示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)

## 理由説明書 (2010-00501)

## (経緯)

当省は、平成 22 年 9 月 21 日付けで異議申立人から受理した開示請求「在米日本国大使館の平成 22 年 2 月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10 条による延長を行い、文書 2 件を対象文書として特定の上、1 件を部分開示、1 件を不開示とする決定を行った（平成 22 年 10 月 6 日付け情報公開第 01699 号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書 1（在米大の平成 22 年 2 月分の支出計算書）及び不開示とした文書 2（決裁書）の 2 件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書 1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な用途が容易に推定されることから、情報収集活動を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が

損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については、過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.（1）の報償費の目的及び性質に沿った適切

な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不適當だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3) 支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な用途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4) 「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」についても、異議申立人は直接接触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適當ではない。直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合（いわゆる「1類型」）と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2. で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な用途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5) なお、平成27年度（行情）答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6) 異議申立人は、「直接接触」の会合の支出件数が過少であると主張し、また、その中に不開示情報に該当しないものが含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、開示・不開

示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)

## 理由説明書 (2010-00502)

## (経緯)

当省は、平成 22 年 9 月 21 日付けで異議申立人から受理した開示請求「大臣官房の平成 22 年 8 月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10 条による延長を行い、文書 2 件を対象文書として特定の上、1 件を部分開示、1 件を不開示とする決定を行った（平成 22 年 11 月 10 日付け情報公開第 02003 号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書 1（大臣官房の平成 22 年 8 月分の支出計算書）及び不開示とした文書 2（決裁書）の 2 件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書 1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

文書 1 の不開示箇所のうち、債主名に記載されている公表慣行のない個人の氏名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法 5 条 1 号に該当することから、不開示とした。

その余の不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢

や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な使途が容易に推定されることから、情報収集活動等を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。

かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.(1)の報償費の目的及び性質に沿った適切な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3) 支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な使途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4) 「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」についても、異議申立人は直接接​​触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接​​触は、会合の場において相手方と直接接​​触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合(いわゆる「1類型」)と比べても、会合を通じた接​​触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2.で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5) なお、平成27年度(行情)答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6) 異議申立人は、「直接接​​触」の会合の中に不開示情報に該当しないもの

が含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、改めて開示・不開示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

（了）

## 理由説明書 (2010-00503)

## (経緯)

当省は、平成 22 年 9 月 21 日付けで異議申立人から受理した開示請求「在米日本国大使館の平成 22 年 8 月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10 条による延長を行い、これを保有していないとして、2 件とも不開示（不存在）とする決定を行った（平成 22 年 11 月 10 日付け情報公開第 02004 号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で不開示（不存在）とした文書 1（在米大の平成 22 年 8 月分の支出計算書）及び文書 2（決裁書）の 2 件である。

## 2. 異議申立人の主張及びその検討

(1) 異議申立人は、平成 12 年 2 月～3 月に支出された大臣官房及び在外 4 公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成 20 年 1 月 31 日判決。平成 21 年 2 月 17 日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

(2) しかしながら、在米日本大使館の平成 22 年 8 月分の支出計算書は作成・取得されておらず存在しないため、開示すべき文書はない。また、同計算書付属書類の証拠書類のうち決裁についても同様に存在しないため、開示すべ

き文書はない。

(3) 異議申立人は、報償費の支出件数が1件もないということはありませんと主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）が請求する「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を保有していないことの確認を行い、不開示（不存在）の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書1及び文書2の原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)

## 理由説明書 (2010-00597)

## (経緯)

当省は、平成22年10月25日付けで異議申立人から受理した開示請求「大臣官房の平成22年9月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10条による延長を行い、文書2件を対象文書として特定の上、1件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（平成22年12月13日付け情報公開第02215号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書1（大臣官房の平成22年9月分の支出計算書）及び不開示とした文書2（決裁書）の2件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も相当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

文書1の不開示箇所のうち、債主名に記載されている公表慣行のない個人の氏名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号に該当することから、不開示とした。

その余の不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢

や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な用途が容易に推定されることから、情報収集活動等を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。

かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.(1)の報償費の目的及び性質に沿った適切な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3)支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な使途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4)「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」についても、異議申立人は直接接触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合（いわゆる「1類型」）と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2.で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5)なお、平成27年度（行情）答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6)異議申立人は、「直接接触」の会合の中に不開示情報に該当しないもの

が含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、改めて開示・不開示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

（了）

## 理由説明書 (2010-00598)

## (経緯)

当省は、平成 22 年 10 月 25 日付けで異議申立人から受理した開示請求「在米日本国大使館の平成 22 年 9 月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10 条による延長を行い、これを保有していないとして、2 件とも不開示（不存在）とする決定を行った（平成 22 年 12 月 13 日付け情報公開第 02216 号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で不開示（不存在）とした文書 1（在米大の平成 22 年 9 月分の支出計算書）及び文書 2（決裁書）の 2 件である。

## 2. 異議申立人の主張及びその検討

(1) 異議申立人は、平成 12 年 2 月～3 月に支出された大臣官房及び在外 4 公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成 20 年 1 月 31 日判決。平成 21 年 2 月 17 日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

(2) しかしながら、在米日本大使館の平成 22 年 9 月分の支出計算書は作成・取得されておらず、存在しないため、開示すべき文書はない。また、同計算書付属書類の証拠書類のうち決裁についても同様に存在しないため、開示す

べき文書はない。

(3) 異議申立人は、報償費の支出件数が1件もないということはありませんと主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）が請求する「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を保有していないことの確認を行い、不開示（不存在）の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書1及び文書2の原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)

## 理由説明書 (2010-00628)

## (経緯)

当省は、平成22年11月19日付けで異議申立人から受理した開示請求「大臣官房の平成22年10月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10条による延長を行い、文書2件を対象文書として特定の上、1件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（平成23年1月18日付け情報公開第00077号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書1（大臣官房の平成22年10月分の支出計算書）及び不開示とした文書2（決裁書）の2件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

文書1の不開示箇所のうち、債主名に記載されている公表慣行のない個人の氏名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号に該当することから、不開示とした。

その余の不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢

や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な用途が容易に推定されることから、情報収集活動等を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。

かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.(1)の報償費の目的及び性質に沿った適切な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3)支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な使途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4)「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」についても、異議申立人は直接接触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合（いわゆる「1類型」）と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2.で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5)なお、平成27年度（行情）答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6)異議申立人は、「直接接触」の会合の支出件数が過少であると主張し、

また、その中に不開示情報に該当しないものが含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、改めて開示・不開示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

（了）

## 理由説明書 (2010-00629)

## (経緯)

当省は、平成22年11月19日付けで異議申立人から受理した開示請求「在米日本国大使館の平成22年10月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10条による延長を行い、文書2件を対象文書として特定の上、1件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（平成23年1月18日付け情報公開第00079号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書1（在米大の平成22年10月分の支出計算書）及び不開示とした文書2（決裁書）の2件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な用途が容易に推定されることから、情報収集活動等を困難にし、外交事務の適正かつ効

果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については、過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高

裁判決・最高裁決定は、上記2.(1)の報償費の目的及び性質に沿った適切な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3)支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な使途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4)「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」についても、異議申立人は直接接触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合（いわゆる「1類型」）と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2.で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5)なお、平成27年度（行情）答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6)異議申立人は、「直接接触」の会合の支出件数が過少であると主張し、また、その中に不開示情報に該当しないものが含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平

成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、開示・不開示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)

## 理由説明書(2010-00689)

## (経緯)

当省は、平成22年12月21日付けで異議申立人から受理した開示請求「大臣官房の平成22年11月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という)10条による延長を行い、文書2件を対象文書として特定の上、1件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った(平成23年2月8日付け情報公開第00281号、以下「原決定」という。)

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書1(大臣官房の平成22年11月分の支出計算書)及び不開示とした文書2(決裁書)の2件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

文書1の不開示箇所のうち、債主名に記載されている公表慣行のない個人の氏名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号に該当することから、不開示とした。

その余の不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢

や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な用途が容易に推定されることから、情報収集活動等を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。

かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.(1)の報償費の目的及び性質に沿った適切な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3)支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な使途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4)「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」についても、異議申立人は直接接触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合（いわゆる「1類型」）と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2.で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5)なお、平成27年度（行情）答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6)異議申立人は、「直接接触」の会合の中に不開示情報に該当しないもの

が含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、改めて開示・不開示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

（了）

## 理由説明書 (2010-00690)

## (経緯)

当省は、平成22年12月21日付けで異議申立人から受理した開示請求「在米日本国大使館の平成22年11月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10条による延長を行い、これを保有していないとして、2件とも不開示（不存在）とする決定を行った（平成23年2月8日付け情報公開第00282号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で不開示（不存在）とした文書1（在米大の平成22年11月分の支出計算書）及び文書2（決裁書）の2件である。

## 2. 異議申立人の主張及びその検討

(1) 異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

(2) しかしながら、在米日本大使館の平成22年11月分の支出計算書は作成・取得されておらず存在しないため、開示すべき文書はない。また、同計算書付属書類の証拠書類のうち決裁についても同様に存在しないため、開示すべ

き文書はない。

(3) 異議申立人は、報償費の支出件数が1件もないということはありませんと主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）が請求する「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を保有していないことの確認を行い、不開示（不存在）の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書1及び文書2の原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)

## 理由説明書 (2011-00041)

## (経緯)

当省は、平成23年1月24日付けで異議申立人から受理した開示請求「大臣官房の平成22年12月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10条による延長を行い、文書2件を対象文書として特定の上、1件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（平成23年3月9日付け情報公開第00463号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書1（大臣官房の平成22年12月分の支出計算書）及び不開示とした文書2（決裁書）の2件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

文書1の不開示箇所のうち、債主名に記載されている公表慣行のない個人の氏名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号に該当することから、不開示とした。

その余の不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢

や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な用途が容易に推定されることから、情報収集活動等を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。

かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.(1)の報償費の目的及び性質に沿った適切な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3) 支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な使途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4) 「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」についても、異議申立人は直接接​​触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接​​触は、会合の場において相手方と直接接​​触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合(いわゆる「1類型」)と比べても、会合を通じた接​​触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2.で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5) なお、平成27年度(行情)答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6) 異議申立人は、「直接接​​触」の会合の支出件数が過少であると主張し、

また、その中に不開示情報に該当しないものが含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、改めて開示・不開示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

（了）

## 理由説明書 (2010-00042)

## (経緯)

当省は、平成 23 年 1 月 24 日付けで異議申立人から受理した開示請求「在米日本国大使館の平成 22 年 12 月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10 条による延長を行い、文書 2 件を対象文書として特定の上、1 件を部分開示、1 件を不開示とする決定を行った（平成 23 年 3 月 9 日付け情報公開第 00464 号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書 1（在米大の平成 22 年 12 月分の支出計算書）及び不開示とした文書 2（決裁書）の 2 件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書 1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な用途が容易に推定されることから、情報収集活動を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が

損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については、過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.（1）の報償費の目的及び性質に沿った適切

な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3) 支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な用途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4) 「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」についても、異議申立人は直接接触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合（いわゆる「1類型」）と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2. で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な用途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5) なお、平成27年度（行情）答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6) 異議申立人は、「直接接触」の会合の支出件数が過少であると主張し、また、その中に不開示情報に該当しないものが含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、開示・不開

示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)

## 理由説明書 (2011-00097)

## (経緯)

当省は、平成23年2月21日付けで異議申立人から受理した開示請求「大臣官房の平成23年1月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10条による延長を行い、文書2件を対象文書として特定の上、1件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（平成23年4月14日付け情報公開第00684号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書1（大臣官房の平成23年1月分の支出計算書）及び不開示とした文書2（決裁書）の2件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

文書1の不開示箇所のうち、債主名に記載されている公表慣行のない個人の氏名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号に該当することから、不開示とした。

その余の不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢

や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な用途が容易に推定されることから、情報収集活動等を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。

かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.(1)の報償費の目的及び性質に沿った適切な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3)支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な使途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4)「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」についても、異議申立人は直接接触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合（いわゆる「1類型」）と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2.で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5)なお、平成27年度（行情）答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6)異議申立人は、「直接接触」の会合の支出件数が過少であると主張し、

また、その中に不開示情報に該当しないものが含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、改めて開示・不開示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

（了）

## 理由説明書 (2010-00098)

## (経緯)

当省は、平成23年2月21日付けで異議申立人から受理した開示請求「在米日本国大使館の平成23年1月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10条による延長を行い、文書2件を対象文書として特定の上、1件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（平成23年4月14日付け情報公開第00685号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書1（在米大の平成23年1月分の支出計算書）及び不開示とした文書2（決裁書）の2件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な用途が容易に推定されることから、情報収集活動を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が

損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については、過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.（1）の報償費の目的及び性質に沿った適切

な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3) 支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な使途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4) 「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」についても、異議申立人は直接接触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合（いわゆる「1類型」）と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2. で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5) なお、平成27年度（行情）答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6) 異議申立人は、「直接接触」の会合の支出件数が過少であると主張し、また、その中に不開示情報に該当しないものが含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、開示・不開

示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)

## 理由説明書 (2011-00162)

## (経緯)

当省は、平成23年4月22日付けで異議申立人から受理した開示請求「大臣官房の平成23年2月分および3月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かのみ、本文部分および添付資料）のすべて」」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10条による延長を行い、文書2件を対象文書として特定の上、1件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（平成23年6月16日付け情報公開第01014号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書1（大臣官房の平成23年2月分および3月分の支出計算書）及び不開示とした文書2（決裁書）の2件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

文書1の不開示箇所のうち、債主名に記載されている公表慣行のない個人の氏名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号に該当することから、不開示とした。

その余の不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢

や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な使途が容易に推定されることから、情報収集活動等を困難にし、外交事務の適正かつ効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。

かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2.(1)の報償費の目的及び性質に沿った適切な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3)支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な使途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4)「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」についても、異議申立人は直接接触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合（いわゆる「1類型」）と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2.で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5)なお、平成27年度（行情）答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6)異議申立人は、「直接接触」の会合の支出件数が過少であると主張し、

また、その中に不開示情報に該当しないものが含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人（請求者）の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平成27年度（行情）答申第899号によって示された基準に基づき、改めて開示・不開示の判断を行ったところ、異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書2の原決定を維持することとし、文書1については科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分のみ追加開示し、その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)

## 理由説明書 (2010-00163)

## (経緯)

当省は、平成23年4月22日付けで異議申立人から受理した開示請求「在米日本国大使館の平成23年2月分および3月分の報償費のすべての支出に係わる「支出計算書のすべて」及び「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書（決裁書かがみ、本文部分および添付資料）のすべて」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）10条による延長を行い、文書2件を対象文書として特定の上、1件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（平成23年6月16日付け情報公開第01015号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、原決定を取り消す決定を求める旨の異議申立を行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書1（在米大の平成23年2月分および3月分の支出計算書）及び不開示とした文書2（決裁書）の2件である。

## 2. 不開示とした部分について

## (1) 文書1

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

不開示箇所については、公にすることにより、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、秘密を保持して機動的に運用されている外務省報償費の個別具体的な用途が容易に推定されることから、情報収集活動等を困難にし、外交事務の適正かつ効

果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

しかしながら、文書1については、過去の答申（平成27年度（行情）答申第899号）をふまえて改めて精査した結果、科目別支出済額一覧のうち項目名、科目名、および一覧表以外の部分は開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

## （2）文書2

文書2は公にすることにより、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、我が国の情報収集や外交工作活動等の遂行を著しく困難とし、かつ、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とした。

## 3. 異議申立人の主張及びその検討

（1）異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）が示した開示基準に従うべきと主張し、同判決が「情報収集や交渉の相手方と直接接触した会合（以下「直接接触」という。）」の経費に係る文書における「支払予定日」「支払日」「支払予定額」及び「支払額」の開示を命じたのであるから、これらの情報は開示すべきと主張している。

（2）しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理決定により確定。）では、直接接触に係る文書の全面不開示が認められている。かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高

裁判決・最高裁決定は、上記2.(1)の報償費の目的及び性質に沿った適切な判決・決定であると考えている。異議申立人は、東京高裁判決のみを基準として原決定を不相当だと主張しているが、かかる主張はあたらないと考える。

(3)支出計算書には、外務省における報償費に係る支出が記載されているが、これらは、国際情勢や国際的な問題などに関する情報・資料と照合し、分析することによって、外務省報償費の個別具体的な使途が推定され、国の安全等が損なわれるおそれがある一体的な情報であるから、「支出額」を含めて法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(4)「支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて」についても、異議申立人は直接接触の経費にかかる文書の「支払予定日」、「支払日」、「支払予定額」、及び「支払額」の情報は開示すべきと主張するが、上記(2)のとおり東京高裁判決をもって開示の妥当性を判断することは適当ではない。直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決においても全面不開示が認められた「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合(いわゆる「1類型」)と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、上記2.で述べたように情報の不開示が強く要請される。「支払日」や「支払額」といった情報であっても、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書は法5条3号に基づき不開示とすることは妥当である。

(5)なお、平成27年度(行情)答申第899号で開示すべきとした「科目別の支出済額等が記載された頁のうち、一覧表の項目名及び科目名等並びに一覧表以外の部分」に相当する箇所を今般開示することでこれ以上追加的に開示する余地はない。

(6)異議申立人は、「直接接触」の会合の支出件数が過少であると主張し、また、その中に不開示情報に該当しないものが含まれている疑いがあると主張しているが、当省は、異議申立人(請求者)の請求内容のとおり「支出計算書のすべて」及び右計算書の「決裁書」を対象文書として特定し、その上で、平

成 27 年度（行情）答申第 899 号によって示された基準に基づき，開示・不開示の判断を行ったところ，異議申立人の主張に理由はない。

### 3. 結論

上記の論拠に基づき，当省としては，文書 2 の原決定を維持することとし，文書 1 については科目別支出済額一覧のうち項目名，科目名，および一覧表以外の部分のみ追加開示し，その余の部分については原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)